

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）4月23日

北海道釧路総合振興局長 木村 英也

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

農村・求職者良質雇用マッチングアシスト推進事業（重点地域活動支援）委託業務

(2) 業務の目的

釧路管内の基幹産業である酪農業では、先端技術の導入や経営の法人化・大規模化等に伴い、従来の養畜作業員や農業機械オペレータに加え、必要とする職種も多様化していることから、農業法人等の事業主に対する雇用環境の改善に向けた支援を行うとともに、求職者に対する就業体験等の機会の確保や事業主とのマッチング支援を行うことにより、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着を図る。

(3) 業務の内容

① 事業主向け支援

事業主に対して実施する、労働環境の整備や事業所の魅力向上、働き方改革、雇用管理改善、生産性向上等に係る個別支援や専門家派遣、継続的に行う伴走型支援などを通じて、良質な雇用機会の確保を図る取組を行うものとする。

② 求職者向け支援

求職者に対して実施する、農場体験（職場体験）やインターンシップ等のあっせん、合同面接会及び個別面接会の実施により事業主と求職者のマッチングを図る取組を行うものとする。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）2月28日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を全て満たしていること。

① 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人若しくは道内に住所を有する個人又は特定非営利活動法人促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）であること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑤ 道税を滞納している者でないこと。

⑥ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

⑧ 暴力団関係事業者でないこと。

⑨ コンソーシアムの構成員が、単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、①から③までに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

① 提出期限

令和6年(2024年)5月7日(火)午後5時(必着)

② 提出方法

持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

③ 提出場所

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路総合振興局産業振興部農務課

電話：0154-43-9222 FAX：0154-41-2128

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案指示書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和6年(2024年)4月23日(火)から令和6年(2024年)5月13日(月)までの期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

3の(1)の③の場所で交付する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 2の参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。

(2) (1)の提出要請を受けた者は、次の①から③までに定めるところにより、企画提案書を提出することができる。

① 提出期限

令和6年(2024年)5月13日(月)午後5時(必着)

② 提出場所

3の(1)の③に同じ。

③ 提出方法

持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会(ヒアリング)の実施

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を実施する。

(4) 提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

(5) 詳細は企画提案指示書による。